

No. 22 知多市

担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
環境経渉部 環境政策課	0562-36-2661	直通	0562-33-8297
住所	〒478-0047 知多市緑町1	担当者氏名	北村 純大
URL	https://www.city.chita.lg.jp/docs/2023022400014/	E-mail	kankyou@city.chita.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位 : 円)

人槽区分	限度額			
	設置費	室内配管工事に要する 経費	撤去に要する経費 (みなし浄化槽)	撤去に要する経費 (くみ取り便槽)
5人槽	332,000			
7人槽	414,000	300,000	120,000	90,000
10人槽	548,000			

(2) [令和6年度の補助計画基数]

(単位 : 基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
5	3	2					10

前年度実績基数 (1基)

(3) [補助対象地域]

浄化槽処理推進区域

(4) [特定地域の有無]

(5) [補助対象条件]

- 既設のみなし浄化槽又はくみ取り便槽を廃止して処理対象人数が10人以下の浄化槽を設置すること
- ※浄化槽とはし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）の除去率90%以上で、かつ、放流水に含まれるBODの日間平均値は20mg/l以下の機能を有するとともに浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛净第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあっては同指針に適合するものという。ただし、浄化槽の消費電力が別表1の消費電力基準以下であるものに限る

※別表1 (第2条関係)

(W)

人槽区分	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/l以下)	消費電力 (りん除去型)
5人	39	53	83
7人	55	75	90
10人	75	102	157

(6) [欠格要件]

- 法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- 専用住宅の新築又は既存住宅等の建て替え若しくは改築に伴い浄化槽を設置する者
- 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- 販売、賃貸その他営利の目的で専用住宅に対して浄化槽を設置する者
- 国及び地方公共団体
- 市税を滞納している者
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- 提出期限：工事着工予定日の14日前まで

- 審査期間を経過した受付印のある浄化槽設置届出書両面の写し又は浄化槽調書及び建築確認済証の写し
- 小規模合併浄化槽処理対象人員緩和願の写し（転換に伴い浄化槽の人員を緩和する場合に限る）
- 工事請負契約書の写し（印紙が貼ってあるもの）
- 配置図及び配管図
- 設置場所の案内図
- 浄化槽設置工事の見積書の写し（宅内配管工事、撤去費の補助も受ける場合は、その他見積書の写しも

添付すること)

- ⑦型式適合認定書（仕様書及び図面を含む）
- ⑧全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽であり、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）の写し
- ⑨浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ⑩住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書（住宅を借りている者のみ）
- ⑪「小型合併浄化槽施工技術者特別講習会」修了書の写し又は昭和63年度以降に資格を有した浄化槽設備士免状の写し
- ⑫既設のみなし浄化槽又はくみ取り便槽の写真
- ⑬誓約書
- ⑭その他市長が必要と認める書類

（8）【実績報告書に添付する書類及び提出期限】

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日まで
- ①浄化槽法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあっては、自ら行うことのできることを証明する書類）
- ②浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の法定検査依頼書の副本又は契約書の写し
- ③浄化槽の設置工事の写真（施工前、施工中及び施工後）
- ④撤去したみなし浄化槽又はくみ取り便槽の写真
- ⑤浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑥浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽の撤去を伴う場合に限る）
- ⑦浄化槽管理士免状の写し（維持管理を業者委託しない場合に限る）
- ⑧浄化槽設置工事費請求書及び領収書の写し（宅内配管工事費又は撤去費の補助も受ける場合は、その費用が分かる請求書及び領収書の写しを含む）
- ⑨みなし浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助を受ける場合に限る）
- ⑩浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑪その他市長が必要と認める書類

（9）【その他】

- ①既設みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ③みなし浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に要する宅内配管工事費用を30万円まで補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください